



一般社団法人日本サンボ連盟 コンプライアンス委員会規定

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本サンボ連盟（以下「本連盟」という。）コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）を設置するにあたり、本委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定におけるコンプライアンスとは、日本国法令（行政上の通達、指針等を含む。）、本連盟の定款及び諸規程並びに社会規範等の遵守をいう。

2 本委員会は、理事会から独立した機関であり、その独自の判断により第2章第3条にて定める業務を行う。

第2章 業務

(本委員会の業務内容)

第3条 本委員会が目的とする業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 本連盟の役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること
- (4) 本連盟の関係者、各専門委員会、選手及び指導者に対するコンプライアンス相談窓口を運営すること
- (5) コンプライアンス違反に関する事実調査及び理事会への答申をすること
- (6) コンプライアンスの推進・強化のため各種規程の立案・改訂をすること
- (7) 前各項に附随する事項

第3章 組織及び運営

(組織)

第4条 本委員会は、次の各号に定める委員をもって構成する。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員
- 2 本委員会構成員には競技に理解のある学識経験者（弁護士、公認会計士、有識者）又はアドバイザーを置く。
- 3 本委員会構成員には少なくとも1名以上の女性を含めるように努力する。



(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、理事会が指名することとする。
 - 3 委員長は、本委員長会を代表し、所定の職務を行う。

(副委員長)

- 第6条 本委員会に副委員長を置くことができる。
- 2 副委員長は、委員の内から委員長が指名し、員数は必要に応じて委員長が定める。
 - 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員)

- 第7条 本委員会に委員を置くことができる。
- 2 委員は委員長が指名する者若干名及び各地方連盟が推薦する者とする。
(1) 各地方連盟は最大1名委員を推薦することとする。

(任期)

- 第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、1期2年とし、最長で4期8年とする。

(運営)

- 第9条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(決議)

- 第10条 委員会の議事は、出席者の過半数によって決する。

(委員会構成員以外の者の出席)

- 第11条 委員長が必要と認めたときは、委員会構成員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(調査支援の要請)

- 第12条 委員長が必要と認めたときは、本委員会は本連盟の関係者、各専門委員会、加盟団体、選手及び指導者等に、事実調査の支援を要請することができる。

(定例会)

- 第13条 委員会は、年1回以上の定例会を開催する。
- 2 委員会は、定例会において、当該年度の基本方針を決定する。

(議事録)

- 第14条 本委員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成するものとする。
- 2 第1項の議事録には、出席した委員全員が記名押印するものとする。
 - 3 本委員会の議事録は非公開とする。

(守秘義務)

- 第15条 委員は、コンプライアンス相談窓口への相談、事実調査等本委員会の業務において知った秘密を他に漏らしてはならない。

第4章 理事会への報告

(答申)

- 第16条 本委員会は、第2条に定めるコンプライアンス違反についての本委員会の意見を理事会に答申する。
- 2 理事会は、前項の答申に必要な範囲で、本委員会の委員を、理事会に出席することを認める。

第6章 資格のはく奪・降格・停止

(資格のはく奪・降格・停止条項)

- 第17条 下記に該当する者は、罰則として、本委員会の資格のはく奪・降格・停止の処分を適宜受けるものとする。
- (1) 本規定を順守しない者。
 - (2) 理事会、本委員会又はその他委員会から相応しくない言動や不適切な行動のため不適格者として通告された者。

第7章 規定の改廃

(改廃条件)

- 第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

この規定は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。